

(1) 多治見市教育基本計画策定市民委員会設置要綱

平成18年3月1日教育委員会告示第7号

最終改正 平成24年2月20日教委告示第5号

(設置)

第1条 次代を担う子どもたちのため、個性を尊重したきめこまかな教育を推進し、確かな学力と豊かな心を育む教育環境づくりを目指し、多治見市教育基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び推進のために必要な事項を審議することを目的として、多治見市教育基本計画策定市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画に掲げる施策に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は教育に関して専門的な知識を持つ者及び市民のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成23年2月22日教委告示第5号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月20日教委告示第5号）

この告示は、告示の日から施行する。